

令和2年11月20日 資料No.4-2
区民文教常任委員会

国際化・文化芸術担当

港区国際化推進プラン

Minato City Internationalization Master Plan

(素案)

(Draft)

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

FY2021-FY2026



令和2（2020）年11月

区長あいさつ

目 次

第1章	プラン策定に当たって	1
1	プランの概要	2
(1)	プラン策定の背景と目的	2
(2)	これまでの経緯	2
2	プランの位置付け	3
3	計画期間	4
第2章	港区を取り巻く現状と課題	5
1	港区の現状	6
(1)	港区在住外国人の状況	6
(2)	大使館の状況	9
(3)	外資系企業の状況	10
(4)	区立学校の状況	11
2	国の動向	12
(1)	未来投資戦略2018	12
(2)	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律	12
(3)	日本語教育の推進に関する法律	12
3	外国人の実態（「令和元（2019）年度港区国際化に関する実態調査」結果から）	13
(1)	調査の概要	13
(2)	主なポイント	13
4	現状と課題のまとめ	17
第3章	プランにおける取組	19
1	めざす姿	20
(1)	めざす姿	20
(2)	3つの視点	20
2	施策の体系	21
施策1	外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信	22
施策2	日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進	26
施策3	多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進	30
第4章	プランの推進に向けて	33
	実施体制の整備	34

1	プラン策定経過	37
2	港区国際化推進アドバイザー会議	38
3	港区国際力強化推進委員会	40
4	港区外国人居住者分布図	42
5	港区内に大使館を設置する国の分布図	44
6	港区内大使館一覧	46

第 1 章

プラン策定に当たって

- 1 プランの概要
- 2 プランの位置付け
- 3 計画期間

1 プランの概要

(1) プラン策定の背景と目的

令和2（2020）年10月1日現在、港区には、区の総人口の7.3%に当たる18,968人、128の国籍を持つ外国人が住んでおり、区内には、国内に155か所ある駐日大使館のうち半数以上に当たる85の大使館や外資系企業、テレビ局も集積し、国際性豊かな経済活動・情報発信の拠点となっています。

また、空の玄関口である羽田空港との直結や、東京港、新幹線など交通ネットワークの要であるとともに、観光やビジネスで国内外から訪れる人々を受け入れるホテル、旅館の客室数は東京都内で最多を誇ります。このようなことから、港区は、成熟した「国際都市」を実現する潜在力を持つ、我が国屈指の都市といえます。

国は、未来投資戦略2018を閣議決定するとともに、平成31(2019)年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を施行し、在留資格の創設や外国人が働きやすい環境を整備しています。また、令和元(2019)年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、地域の状況に応じた外国人への日本語教育を自治体の責務として定め、日本で暮らす外国人が日常生活を日本人とともに円滑に営める環境を整え、多様な文化を尊重した共生社会を実現するための取組を推進しています。

令和2年4月には20,587人であった外国人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響により10月には1,619人減少しました。今後見込まれる厳しい財政状況の中でも、在留資格の創設等により、緩やかに増加する見込みである外国人に対して、安全・安心で快適な生活環境づくり等の施策を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、世界中で感染症に起因した差別や偏見等の意識が社会的に顕在化した現状においてこそ、新しい生活様式を実践しながら、区民一人ひとりが尊重され、外国人と日本人が互いを理解し、認め合う多文化共生社会を実現するため、令和3（2021）年度～令和8（2026）年度を計画期間とする新たな「港区国際化推進プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を策定します。

(2) これまでの経緯

ア 専管組織の設置

区は、平成20（2008）年度に、国際化推進の専管組織として国際化推進担当を設置し、平成27（2015）年度から組織名を「国際化推進係」に変更しました。

イ 港区国際化推進プランの策定及び改定

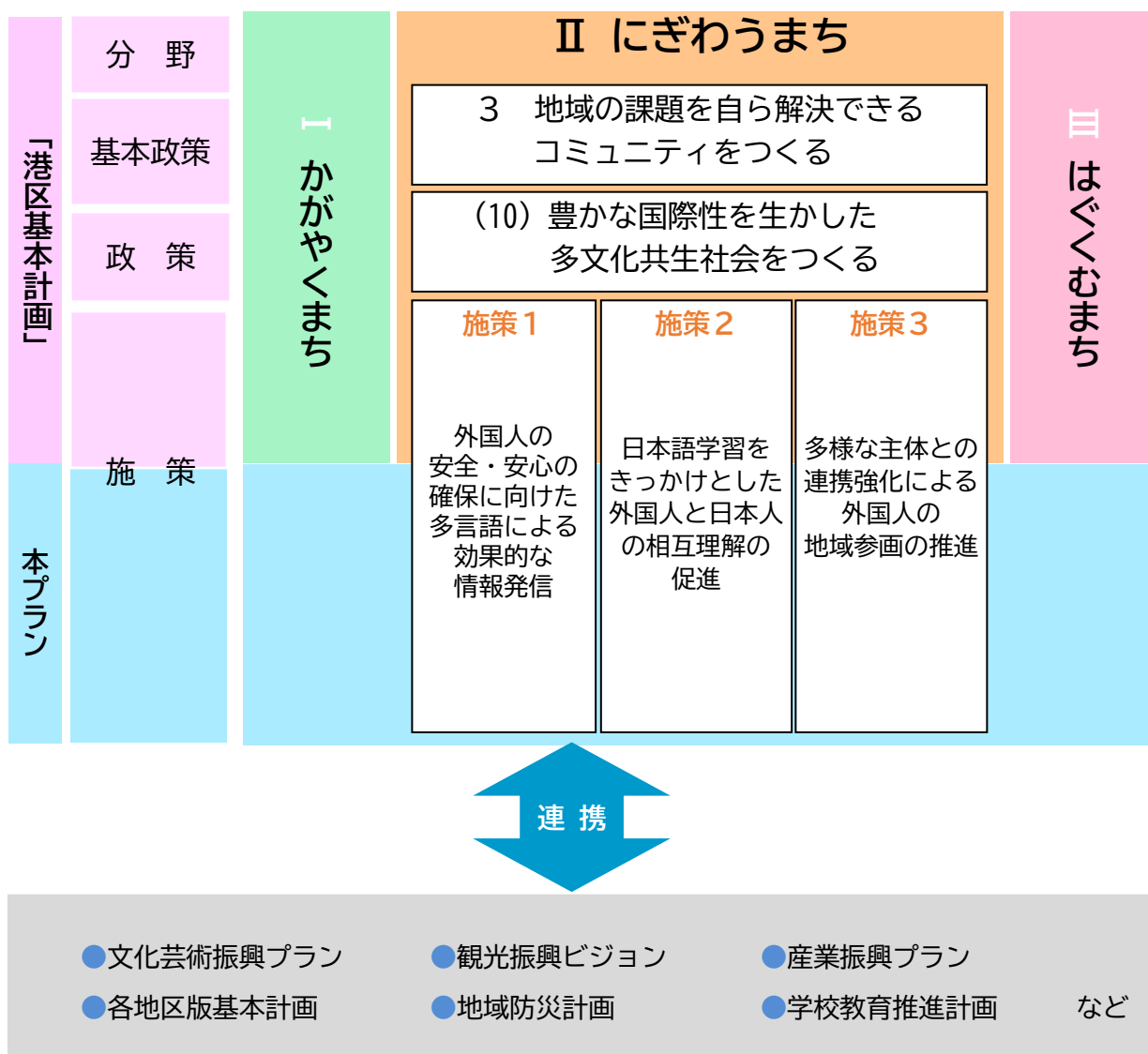
区は、平成22（2010）年度に本プランを初めて策定し、区の最上位計画である「港区基本計画」の策定・改定に併せて、概ね3年ごとに見直しを行っています。

2 プランの位置付け

本プランは、「港区基本計画」の分野別計画「Ⅱ にぎわうまち（コミュニティ・産業）」における「地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる」の中の「(10) 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる」に取り組むに当たり、具体的な道筋を示す個別計画として策定するものです。

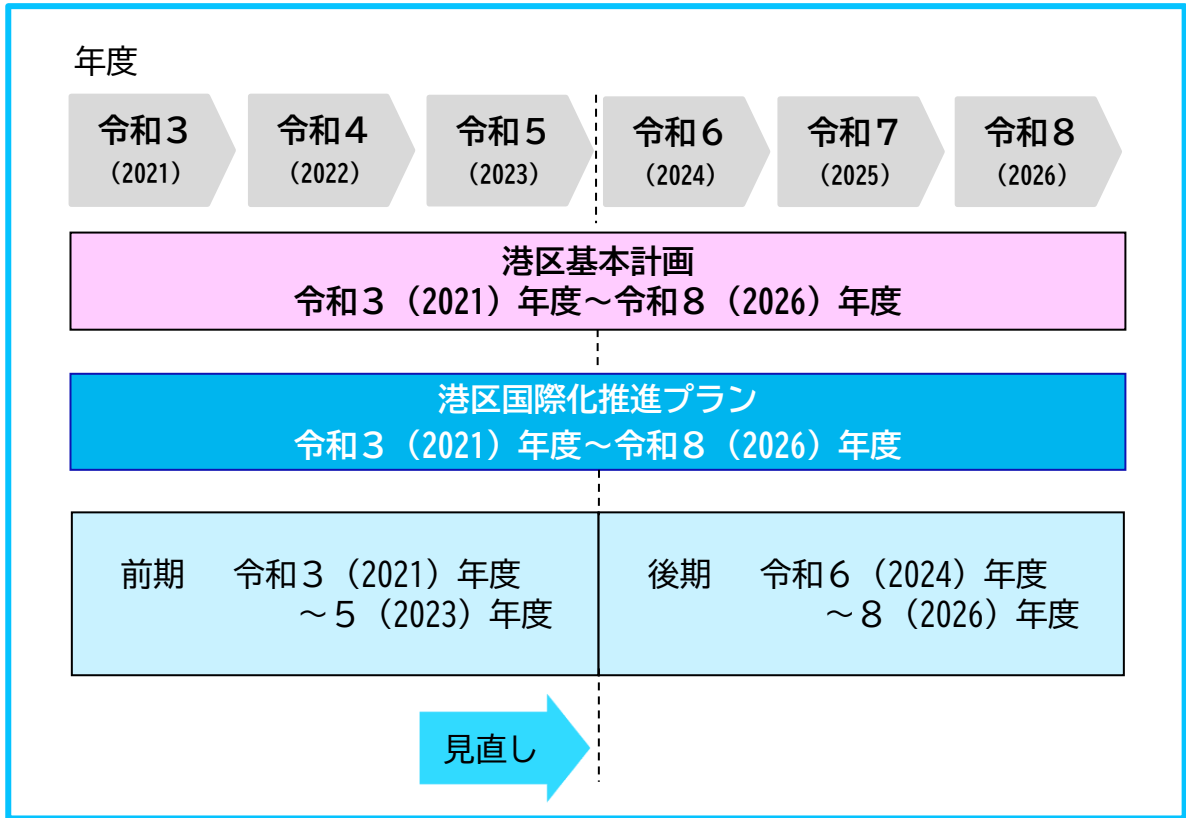
上位計画である「港区基本計画」を基に、他の個別計画と連携した計画として策定します。

「港区基本計画」（分野別計画）の体系と本プランの体系



3 計画期間

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年とし、「港区基本計画」の改定に併せ、必要な見直しを行います。



第 2 章

港区を取り巻く現状と課題

- 1 港区の現状
- 2 国の動向
- 3 外国人の実態
(「令和元(2019)年度港区国際化に関する実態調査」
結果から)
- 4 現状と課題のまとめ

1 港区の現状

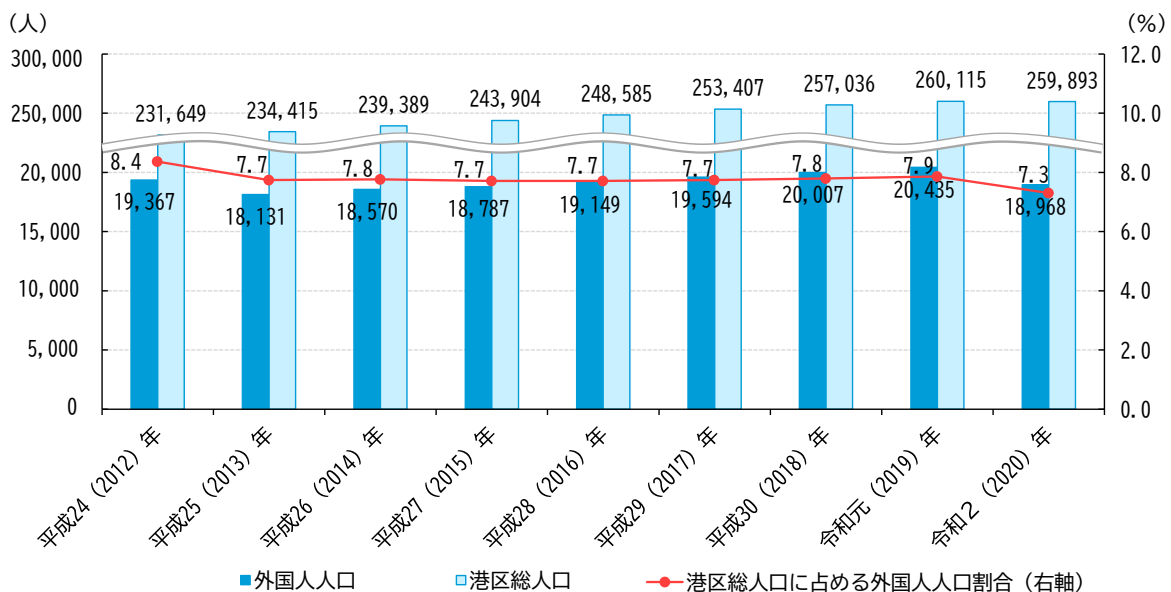
(1) 港区在住外国人の状況

港区には、令和2（2020）年10月1日現在、18,968人、国籍数128か国の外国人が居住しています。

ア 外国人数の状況

- ①令和2（2020）年10月1日現在の港区総人口259,893人に占める外国人数の割合は、7.3%です。
- ②令和2（2020）年4月には20,587人いた外国人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による出入国制限などにより1,619人減少しました。外国人の在留資格の創設等により、今後は緩やかに増加していくと思われませんが、今後も新型コロナウイルス感染症等による変動を注視する必要があります。

外国人数及び構成比の推移＜港区＞（毎年10月1日現在）



出典：「各月1日現在の各総合支所管内別の人口・世帯数」（港区）

外国人数の状況＜東京都＞（令和2（2020）年10月1日現在）

	新宿区	豊島区	荒川区	港区	台東区	その他23区・市・郡・島	合計
総人口	344,579人	287,190人	216,430人	259,893人	203,121人	12,543,185人	13,854,398人
外国人数	36,357人	25,603人	17,838人	18,968人	14,351人	426,225人	539,342人
総人口に対する外国人数の割合	10.6%	8.9%	8.2%	7.3%	7.1%	3.4%	3.9%
東京都の総外国人数に対する各自治体の外国人数の割合	6.7%	4.7%	3.3%	3.5%	2.7%	79.0%	100.0%

出典：「住民基本台帳による世帯と人口」（東京都）

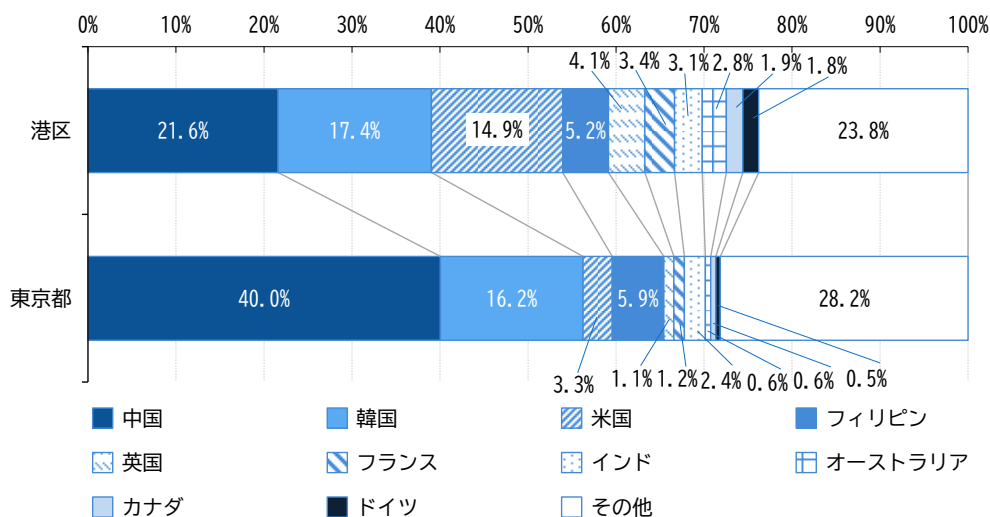
※本章のグラフや表の比率は小数第二位を四捨五入しているため、100%にならない場合があります。

次頁以降のグラフや表についても同様です。

イ 国籍別外国人数の状況

- ①国籍別外国人数は、中国が最も多く 21.6% を占め、次いで韓国が 17.4%、米国が 14.9% となっています。
- ②都内の他の自治体に比べ、米国、英国及びフランスといった欧米の国々の割合が高く、非常に多くの国籍の外国人が在住していることが港区の特徴です。

国籍別外国人数の状況<港区及び東京都> <令和2(2020)年10月1日現在>



※上グラフにおける東京都の割合は、令和2(2020)年1月現在の数値です。

国籍別外国人数の状況<港区> <令和2(2020)年10月1日現在>

	中国	韓国	米国	フィリピン	英国	フランス
外国人数	4,098人	3,307人	2,825人	987人	783人	642人
港区の総外国人数に対する割合	21.6%	17.4%	14.9%	5.2%	4.1%	3.4%
	インド	オーストラリア	カナダ	ドイツ	その他	合計
外国人数	596人	522人	353人	341人	4,514人	18,968人
港区の総外国人数に対する割合	3.1%	2.8%	1.9%	1.8%	23.8%	100.0%

出典：「国籍別人員調査表」(港区)

国籍別外国人数の状況<東京都> <令和2(2020)年1月1日現在>

	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール	米国
外国人数	231,196人	93,595人	38,227人	33,818人	26,150人	19,129人
東京都の総外国人数に対する割合	40.0%	16.2%	6.6%	5.9%	4.5%	3.3%
	インド	ミャンマー	タイ	フランス	その他	合計
外国人数	13,689人	10,056人	8,071人	6,989人	96,409人	577,329人
東京都の総外国人数に対する割合	2.4%	1.7%	1.4%	1.2%	16.7%	100.0%

出典：「区市町村、国籍・地域別外国人人口/令和2(2020)年1月1日現在」(東京都)

ウ 居住地区別外国人数の状況

麻布地区に居住する外国人が最も多く、区内総外国人数の 37.3%を占めています。また、各地区の総人口に占める外国人の割合も、麻布地区が最も高くなっています。

居住地区別外国人数の状況<港区> (令和2(2020)年10月1日現在)

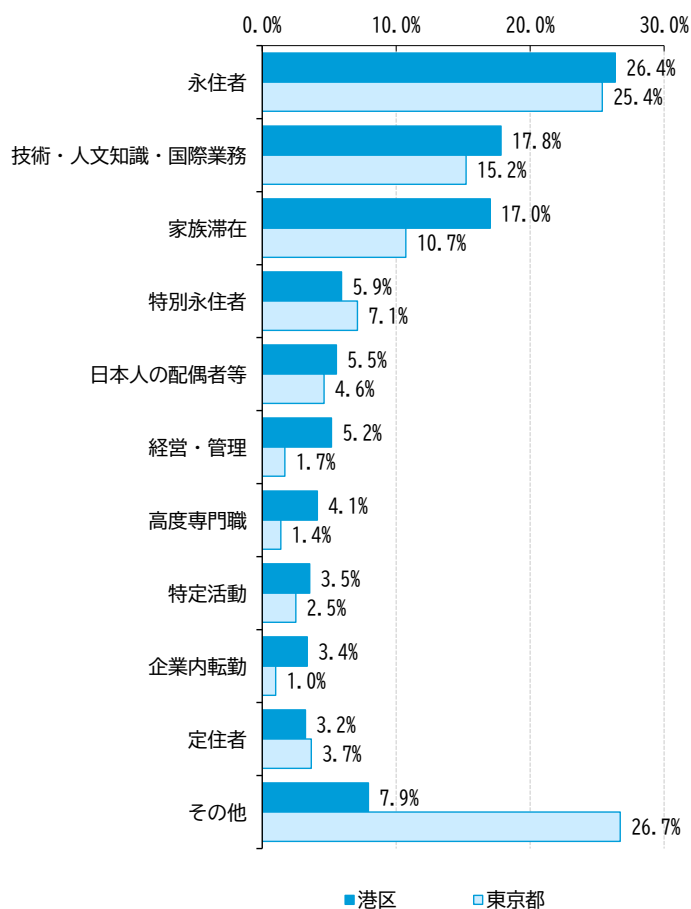
	総人口	外国人数	外国人数に対する割合	総人口に対する割合
港区	259,893人	18,968人	100.0%	7.3%
芝地区	41,671人	2,781人	14.7%	6.7%
麻布地区	61,404人	7,074人	37.3%	11.5%
赤坂地区	37,730人	2,916人	15.4%	7.7%
高輪地区	61,937人	2,672人	14.1%	4.3%
芝浦港南地区	57,151人	3,525人	18.6%	6.2%

出典：「港区世帯人口調査表」(港区)

エ 在留資格別外国人数の状況

法に基づく在留資格のうち、区内には 26 種類の在留資格の外国人がいます。

主な在留資格別外国人数の状況<港区及び東京都> (令和2(2020)年10月1日現在)



※上グラフにおける東京都の割合は、令和元(2019)年12月現在の数値です。

主な在留資格別外国人数の状況<港区> (令和2(2020)年10月1日現在)

在留資格	該当例	人数	割合
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)	4,999人	26.4%
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、 私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	3,381人	17.8%
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	3,227人	17.0%
特別永住者	第二次世界大戦終戦前から引き続き居住してい る在日韓国人・朝鮮人・台湾人及びその子孫	1,123人	5.9%
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	1,051人	5.5%
経営・管理	企業等の経営者・管理者	981人	5.2%
高度専門職	ポイント制(学歴、職歴及び年収等)による 高度人材	780人	4.1%
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護 福祉士候補者等	673人	3.5%
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	639人	3.4%
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	612人	3.2%
その他	教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、 医療、介護、興行等	1,502人	7.9%
合計		18,968人	100.0%

出典：「在留資格・在留期間別人口(令和2年10月1日現在)」(港区)、「在留外国人統計(令和元年12月)」
(法務省)

(2) 大使館の状況

港区には、令和2(2020)年10月1日現在、85の大使館が立地しており、全国に設置される大使館155か所のうち半数以上が区内に立地しています。

ア 地区別大使館数の状況

麻布地区が最も多く、全体の6割を占めています。

地区別大使館数の状況 (令和2(2020)年10月1日現在)

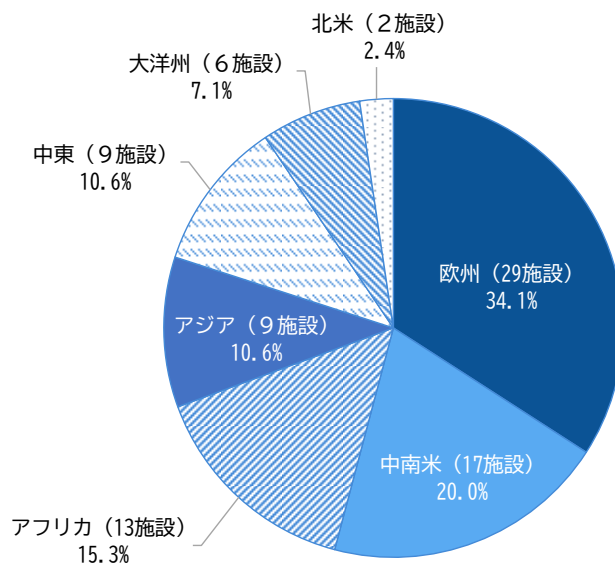
	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
大使館数	10施設	51施設	14施設	10施設	0施設	85施設
割合	11.8%	60.0%	16.5%	11.8%	0%	100.0%

出典：「駐日外国公館リスト」(外務省)

イ 世界地域別大使館数の状況

欧州や中南米の大使館が多くなっています。

世界地域別大使館数の状況<港区> (令和2(2020)年10月1日現在)

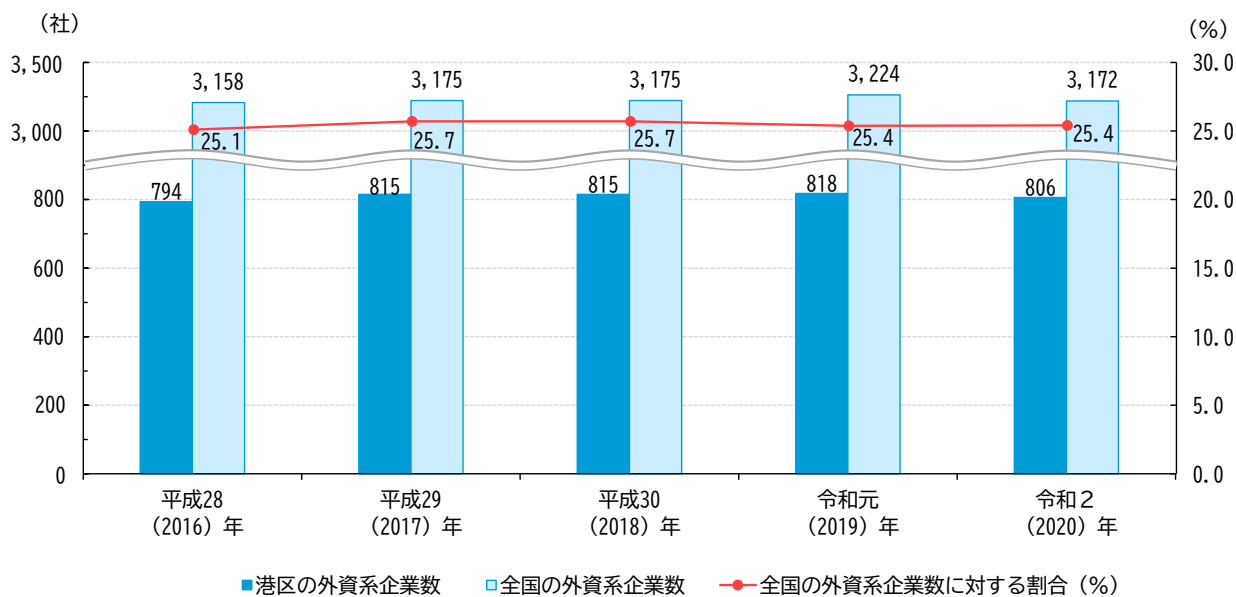


出典：「駐日外国公館リスト」(外務省)

(3) 外資系企業の状況

港区は、全国の外資系企業の約1/4が集積しており、近年では、800社を超えて推移しています。

外資系企業数及び全国の総数に対する割合の推移<港区>

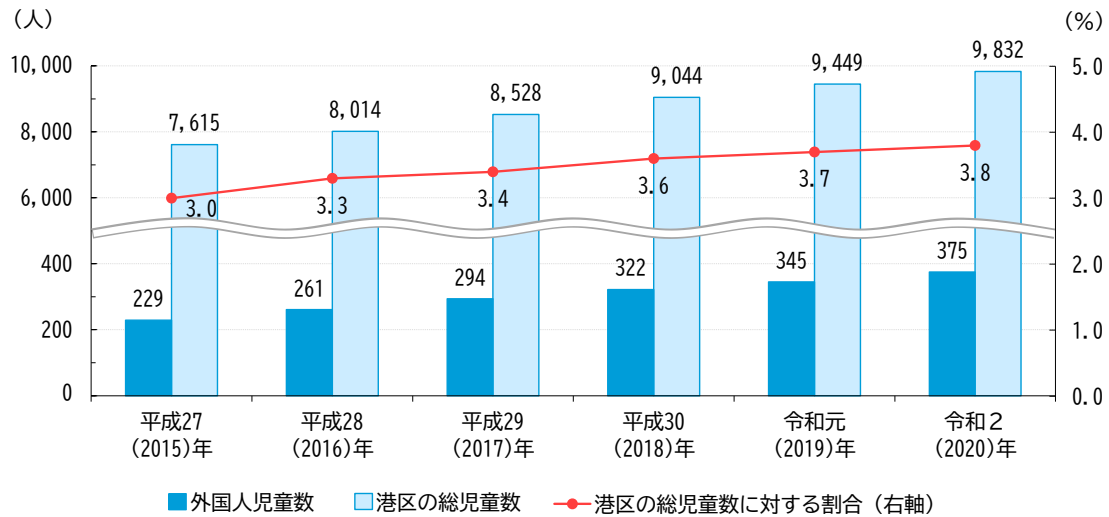


出典：「外資系企業総覧」(2019年12月調査時点)

(4) 区立学校の状況

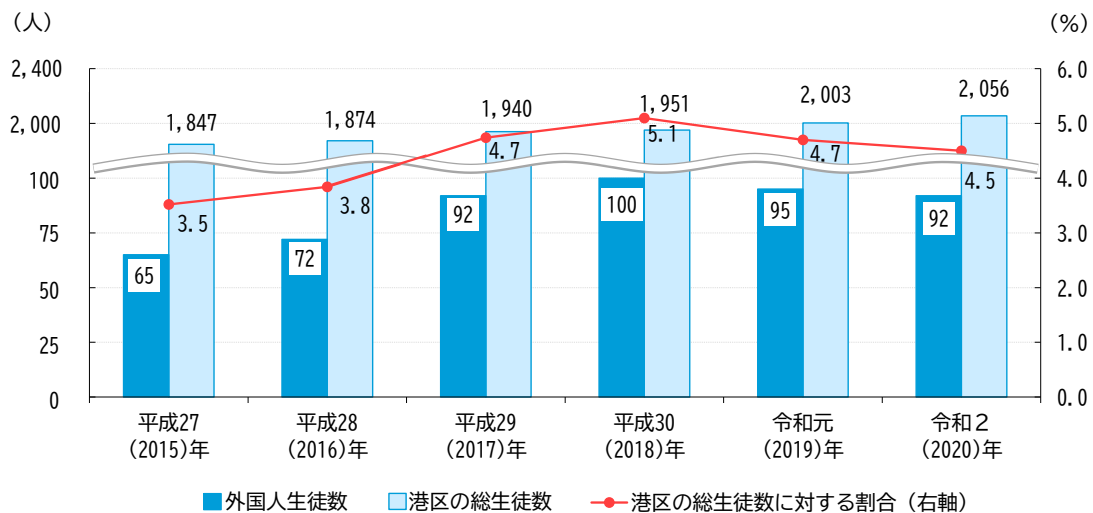
港区立の小学校では外国人児童数が増加傾向にありますが、中学校では若干減少しています。

外国人児童数及び総数に対する割合の推移<区立小学校> (毎年5月1日現在)



出典：「令和2（2020）年5月1日現在・外国人児童・生徒数」（港区）

外国人生徒数及び総数に対する割合の推移<区立中学校> (毎年5月1日現在)



出典：「令和2（2020）年5月1日現在・外国人児童・生徒数」（港区）

2 国の動向

本プランを策定する上で重要となる国の動向は、以下の3つです。

(1) 未来投資戦略 2018

高度な知識・技能を有する外国人材を受け入れるとともに、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職促進を図るため、平成30(2018)年6月に「未来投資戦略 2018」を閣議決定しました。同戦略では、高度外国人材の受入れ促進、新たな外国人材の受入れ、外国人の受入れ環境の整備を掲げ、令和4(2022)年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指しています。

(2) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

人材確保が困難な業種を対象に外国人の受入れを図るため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成31(2019)年4月に施行されました。改正法では、不足する人材の確保を図るべき産業で知識や経験が必要な技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能1号」や、熟練した技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能2号」が創設されたことに加え、特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上に確保するための規定を設けるなど、外国人が働きやすい環境を整備しています。

(3) 日本語教育の推進に関する法律

外国人が不自由なく日常生活や社会生活を送り、外国人と地域住民が互いに理解と関心を深め、活力ある共生社会等の実現を目指して、令和元(2019)年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地域の状況に応じた日本語教育の推進が自治体の責務となりました。

同法では、「国内における日本語教育の機会の拡充」「海外における日本語教育の機会の拡充」「日本語教育の水準の維持向上等」「日本語教育に関する調査研究等」「地方公共団体の施策」の5つを基本的施策として掲げています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、各国で出入国制限がかかるなど先行きが不透明な状況ですが、区は、上記の外国人の受入れ拡大等の動向や様々な環境変化を的確に捉え、国際化推進施策を実施していく必要があります。

3 外国人の実態（「令和元（2019）年度港区国際化に関する実態調査」結果から）

令和元（2019）年度に港区国際化に関する実態調査を実施し、主なものを次のとおりまとめました。

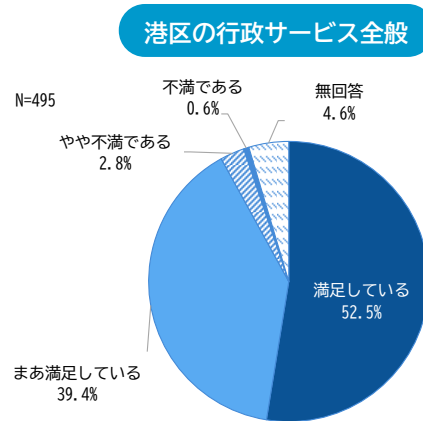
（1）調査の概要

- ・ 対象：令和元（2019）年9月6日現在、港区に住民登録をしている20歳以上の外国人から3,000人を無作為抽出
- ・ 方法：郵送（郵送配布－郵送回収）、インターネット回答
- ・ 期間：令和元（2019）年10月7日から10月20日まで
- ・ 回収状況：有効回収数 495件、有効回収率 16.5%

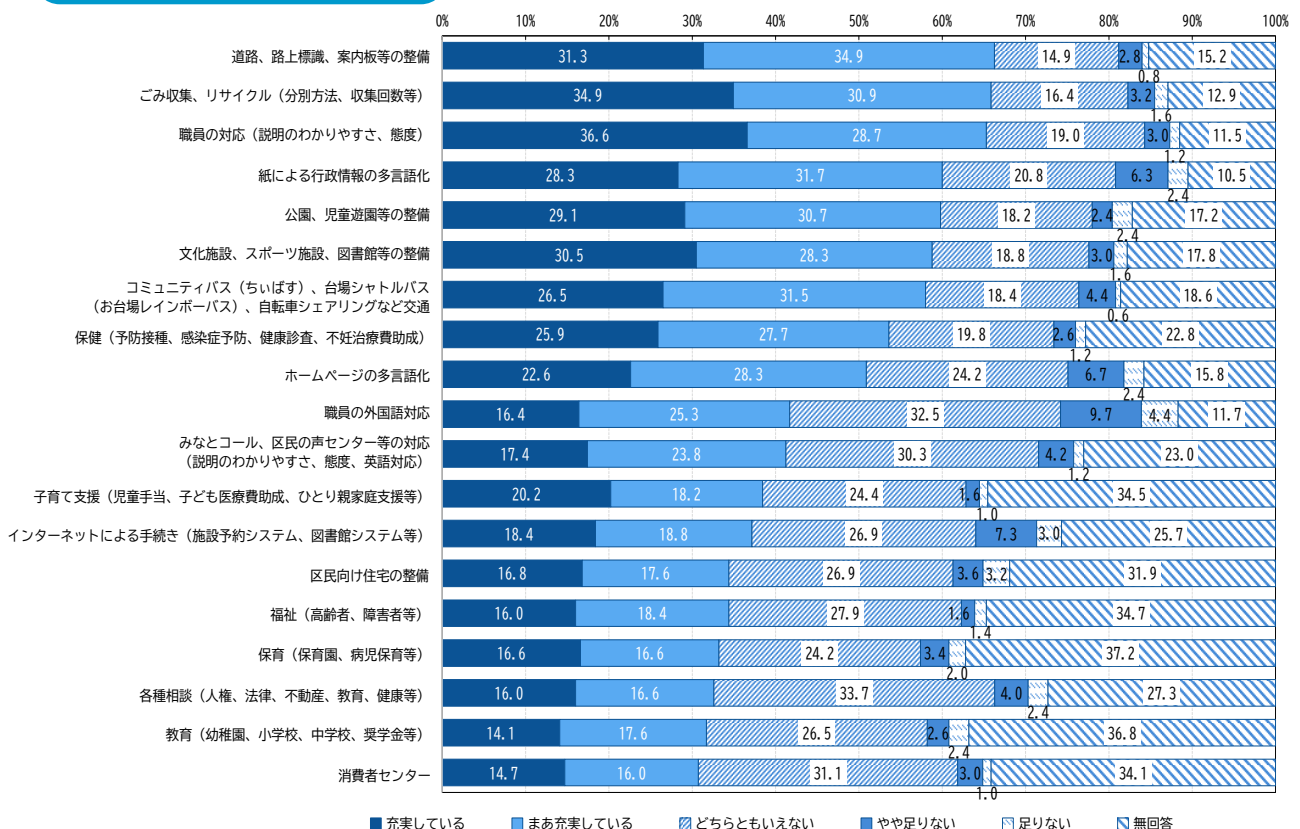
（2）主なポイント

Point 1 港区の行政サービス全般に満足している人は9割以上

「満足している」は52.5%、「まあ満足している」は39.4%で、合わせて91.9%となっており、道路等の整備、ごみ収集、行政情報の多言語化などで「充実している」「まあ充実している」と回答した外国人が6割を超えています。



港区の行政サービスの充実度合い

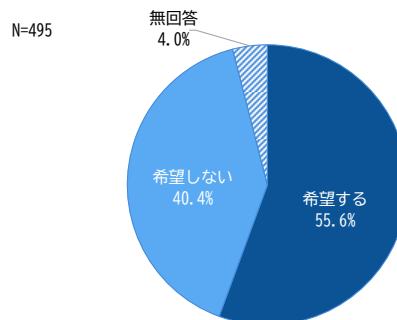


Point 2 「やさしい日本語」を使った日本人との交流や情報を希望する人は約6割

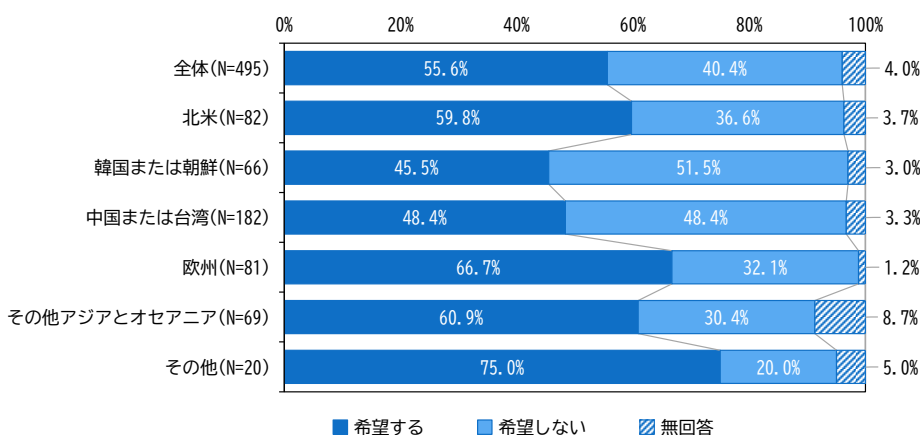
「希望する」が55.6%と過半数を超えています。

国籍または出身地域別にみると、「欧州」で66.7%、「その他」では75.0%、また、日本での在住年数が3年未満の外国人では約75%と要望が多くなっています。

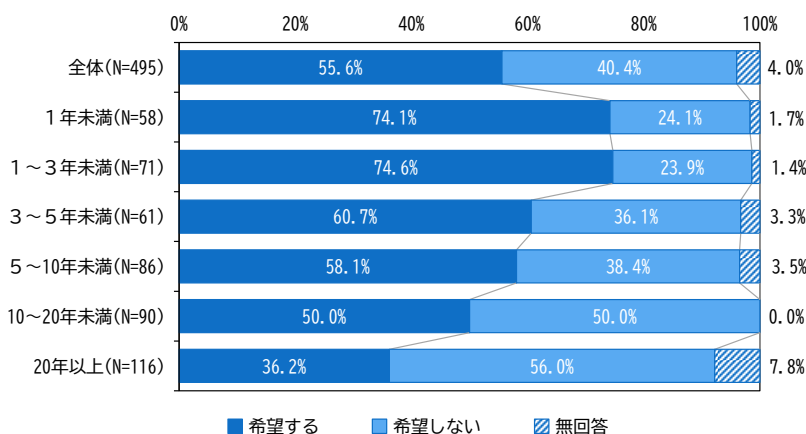
「やさしい日本語」を使った交流や情報希望



「やさしい日本語」の交流や情報希望〈国籍または出身地域別〉



「やさしい日本語」の交流や情報希望〈日本での在住年数別〉



「やさしい日本語」とは

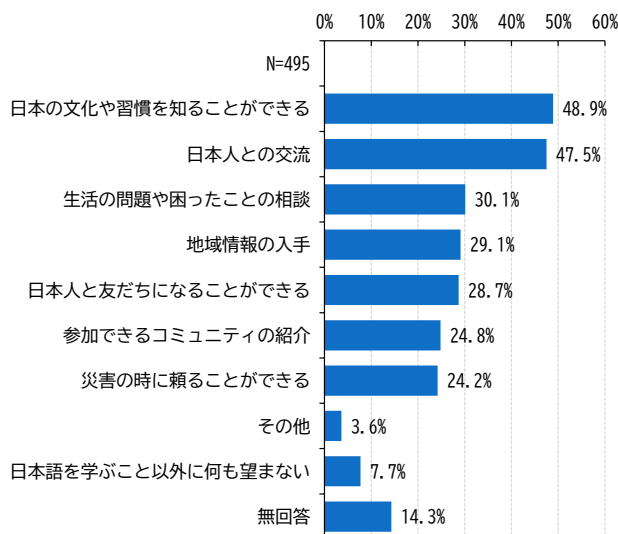
避難所^{ひなんじょ}：避難所 <みんなが 逃げる ところ>といったように外国人にも分かりやすく表現された日本語のことです。

一般的に小学3年生が教科書で習う漢字やひらがな、カタカナのレベルであると言われています。

Point 3 日本語教室で日本の文化や習慣を知ることに関心する人は約5割

「日本の文化や習慣を知ることができる」が48.9%、「日本人との交流」が47.5%、「生活の問題や困ったことの相談」が30.1%となっており、日本語教室で、日本語の学習に加えて、日本の文化・習慣を知ることの要望が高くなっています。

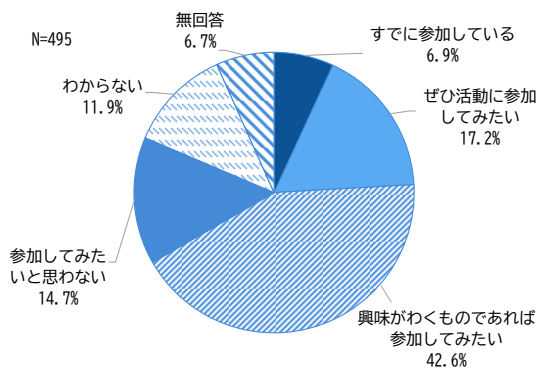
日本語教室で期待すること



Point 4 地域活動に参加したい人は約6割

「興味があるものであれば参加してみたい」が42.6%、「ぜひ活動に参加してみたい」が17.2%と「参加したい」という主旨の回答が合わせて約6割となっているものの、実際に参加しているのは、6.9%に留まっています。

地域活動への参加意向



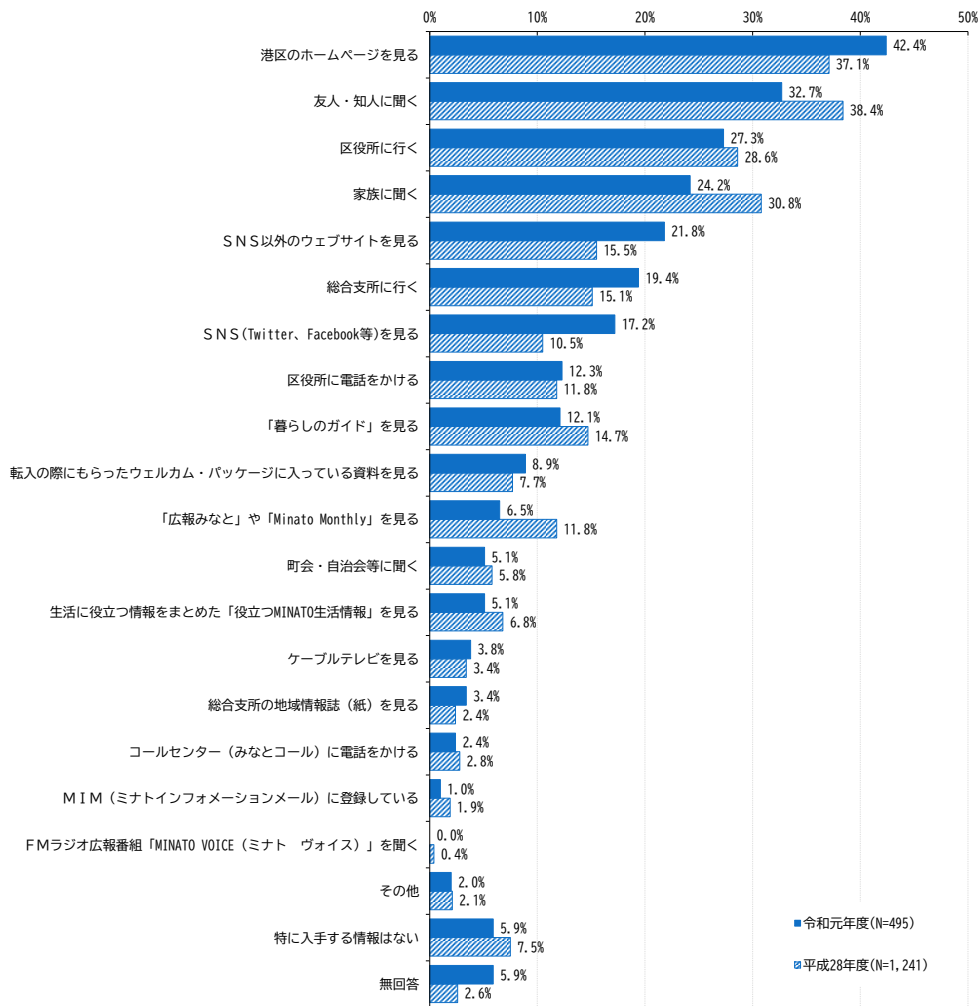
Point 5

区の行政サービスや手続きの情報入手方法として、「SNS」や「ウェブサイト」などの電子媒体が前回調査から増加傾向

「港区のホームページを見る」が42.4%と最も多く、次いで「友人・知人に聞く」が32.7%、「区役所に行く」が27.3%となっています。

「SNS(Twitter、Facebook等)を見る」や「SNS以外のウェブサイトを見る」は、前回調査からそれぞれ6ポイント以上増え、電子媒体での情報収集が増加しています。

行政サービス等の情報入手方法



4 現状と課題のまとめ

令和元（2019）年度港区国際化に関する実態調査の結果や前プランの取組状況を踏まえ、港区の国際化推進における課題を次のように整理しました。

課題1 外国人の安全・安心で快適な生活環境づくりの推進

- 地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及・啓発
 - ・区民や職員向けに「やさしい日本語」に関する研修等を行い周知・啓発をしてきましたが、多国籍の外国人が暮らす区では、「やさしい日本語」による情報提供をより充実させる必要があります。
- 外国人が必要とする情報の発信
 - ・「暮らしのガイド」や「Minato Monthly（ミナトマンスリー）」などの紙媒体を通じ、外国人に必要な情報を発信してきましたが、区のホームページやSNSなど、外国人がよりアクセスしやすい媒体で防災や日常生活に関する情報を発信する必要があります。

施策1

外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信 P. 22

重点的取組 地域の共通言語としての「やさしい日本語」の普及

課題2 外国人と日本人の相互理解の推進

- 外国人が生活をするために必要な日本語を学ぶ場所の提供
 - ・文法等の日本語学習に加え、ごみの出し方など「生活をするために必要な日本語」の学習支援を強化するとともに、日本人との交流や日本文化を知ることで、外国人と日本人の相互理解を推進する必要があります。
 - ・実施に当たっては、オンラインでの開催など新しい生活様式を取り入れた手法を検討していく必要があります。
- 外国人が気軽に地域に参加できる取組の推進
 - ・地域活動に参加したい外国人は約6割いるにもかかわらず、実際に参加しているのは1割を下回っています。
 - ・スポーツや音楽をはじめとした文化芸術活動など、興味がある分野をきっかけに、外国人が気軽に地域に参画できる取組を進めていく必要があります。

施策2

日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進 P. 26

重点的取組 基礎日本語教室の設置・運営

課題3 多様な主体との連携強化

- 多様な主体との連携強化による地域に密着した取組の推進
 - ・より多くの外国人の地域参画を進めるためには、区の実取組に加えて、企業や大使館等とさらなる連携を行うとともに、各総合支所を中心に地域に密着した取組を進めていく必要があります。

施策3

多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進 P. 30

重点的取組 多様な主体との関係構築及び連携の推進

第 3 章

プランにおける取組

1 めざす姿

2 施策の体系

施策 1

外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信

施策 2

日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進

施策 3

多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進

1 めざす姿

(1) めざす姿

多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる
成熟した「国際都市・港区」
～多文化共生社会の実現に向けた外国人の地域参画と協働の推進～

区では、外国人と日本人が快適に暮らせるよう、これまで様々な施策を実施してきました。その結果、令和元（2019）年度に実施した港区国際化に関する実態調査では、9割以上の外国人が区の行政サービスに満足していると回答しています。

今後、この行政サービスの満足度をより高めていくとともに、外国人も地域社会を支える一員であること、また、外国語だけではなく、「やさしい日本語」を使ってより多くの日本人が外国人との交流をより一層推進することで、国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会の実現」を目指します。

(2) 3つの視点

めざす姿の実現に向けて、全施策に横断的に関わる3つの視点を設定します。

1 日本語学習支援の強化

令和元（2019）年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地域の状況に応じた外国人への日本語教育の推進が自治体の責務になりました。

区内には、現在、約130か国に及ぶ様々な国籍の外国人が在住しており、情報提供をその全ての母語で対応することは困難です。区は、地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」を使用した情報発信を行い、外国人が生活をするために必要な情報を届け、地域活動へ参加してもらうことにより、より多くの日本人との相互理解を進めるため、日本語学習の支援を強化します。

2 外国人の地域参画の推進

多言語による情報発信や多様な主体との連携による事業展開など、外国人の地域参画を推進させる取組を強化します。

3 新しい生活様式を取り入れた交流・地域参画の実践

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、ICTを活用した事業実施など、新しい生活様式を取り入れた交流・地域参画を実践します。

2 施策の体系

めざす姿の実現に向けて、次のとおり、施策の体系を整理しました。

施策 1 外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信

- (1) 防災や医療など生活に必要な情報を「やさしい日本語」をはじめとする多言語で発信
- (2) 電子媒体による情報発信の推進
- (3) 外国人相談事業の充実

施策 2 日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進

- (1) 生活者としての外国人の日本語学習支援
- (2) 外国人の地域参画に向けた受入れ環境の整備
- (3) 文化理解を通じた国際交流の推進

施策 3 多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進

- (1) 大使館等との連携による国際交流
- (2) 教育における連携推進

3つの視点

- 1 日本語学習支援の強化
- 2 外国人の地域参画の推進
- 3 新しい生活様式を取り入れた交流・地域参画の実践

施策1

外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信

施策1に関連するSDGsのゴールとの関係



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成 27(2015)年 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

成果指標 >>> 情報発信の満足度

現状見込値 (令和2 (2020) 年度末)	令和5 (2023) 年度末	令和6 (2024) ~ 令和8 (2026) 年度末
70%	72%	74%

※「港区基本計画・港区実施計画 令和3 (2021) 年度～令和8 (2026) 年度」より

(1) 防災や医療など生活に必要な情報を「やさしい日本語」をはじめとする多言語で発信

「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づき、防災や医療など、外国人の日常生活に必要な情報を確実に提供し、外国人の安全・安心を確保します。約130か国に及ぶ国籍の在住外国人に効果的に情報を届けるため、区ホームページや刊行物等で「やさしい日本語」を使い、発信します。また、地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」をより普及させるために、区民や職員を対象に研修等を実施します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化	生活に必要な優先度の高い行政情報を取捨選択し、多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、区長室、各課
2	地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及	区ホームページや刊行物等で「やさしい日本語」を使用するとともに、区民や職員を対象に「やさしい日本語」研修等を行います。	国際化・文化芸術担当、区長室、人材育成推進担当、各課
3	生活・医療・健康等に関する情報提供	医療・健康や環境美化等の日常生活に必要な情報を多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、各課
4	港区国際防災ボランティアの育成	災害発生時に外国人を支援する国際防災ボランティアを確保・育成します。	国際化・文化芸術担当
5	災害時の大使館等との連携	防災対策について、大使館等と情報共有や意見交換を行います。	国際化・文化芸術担当、防災課
6	総合防災訓練への参加促進	外国人を対象とした防災イベントを開催するとともに、総合防災訓練への参加を促進します。	国際化・文化芸術担当、各総合支所協働推進課、防災課
7	港区を訪れる外国人に向けた情報提供	「港区観光インフォメーションセンター」での情報提供を充実するとともに、各施設の案内表示を多言語で整備します。	各総合支所管理課、観光政策担当、契約管財課、各課
8	防災・災害情報提供	様々な情報発信手段を用いて、発災状況や防災知識を提供します。	各総合支所協働推進課、建築課、土木課、防災課
9	高齢者への情報提供	パンフレットや寿商品券等贈呈事業の不在連絡票等を多言語で作成・周知します。	高齢者支援課
10	家庭・子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を多言語で発信します。	子ども家庭課、保育課、子ども家庭支援センター

活動指標 >>> 2 地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及

職員向け「やさしい日本語」研修

令和3（2021）年度末	令和4（2022）年度末	令和5（2023）年度末	令和6（2024）年～ 令和8（2026）年度末
年2回実施	継続・改善	継続・改善	継続・改善

(2) 電子媒体による情報発信の推進

外国人の情報の取得手段として、区ホームページや Twitter や Facebook などの SNS を利用する人が増えているため、英字広報誌などの紙媒体による情報発信に加え、翻訳ツールの活用や瞬時に情報発信が可能な電子媒体をより活用することで、外国人に対してより効果的な情報発信を行います。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化（再掲）	生活に必要な優先度の高い行政情報を取捨選択し、多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、区長室、各課
2	地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及（再掲）	区ホームページや刊行物等で「やさしい日本語」を使用するとともに、区民や職員を対象に「やさしい日本語」研修等を行います。	国際化・文化芸術担当、区長室、人材育成推進担当、各課
3	SNS を活用した情報提供	Twitter や LINE、Facebook などの SNS で生活に必要な優先度の高い情報を多言語化し、提供します。	国際化・文化芸術担当、区長室、各部
4	緊急時における情報の多言語化	災害等の情報を「やさしい日本語」をはじめとした多言語で即時に提供します。	区長室、各課

(3) 外国人相談事業の充実

区有施設等の窓口で、外国人が安心して各種サービスを利用できるように、タブレット端末を活用したテレビ通訳サービスと音声翻訳機を活用するとともに、相談業務を伴う住民登録等の窓口にも、フロアマネージャーを配置します。

外国人相談員が窓口や電話で外国人の困りごとを聞き取り、関係部署等と連携をしながら相談に対応するなど、外国人相談事業を充実します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	外国人相談の充実	外国人相談員が、関係部署等と連携しながら外国人の相談に対応します。	国際化・文化芸術担当、各総合支所各課
2	港区国際交流協会を通じた有償通訳ボランティアの確保・育成	外国人の日常生活を支援する通訳登録者を確保します。	国際化・文化芸術担当
3	港区国際交流協会を通じた外国人の生活支援	港区に転入して間もない外国人を中心に、生活等の情報を提供します。	国際化・文化芸術担当
4	職員の多文化共生意識の定着	入区1～3年目の職員を対象に多文化共生や港区の国際化について研修を行うとともに、語学力向上のために受講した講座費用の一部を助成します。	国際化・文化芸術担当、人材育成推進担当、
5	幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援の充実	入園以降の生活を支援するため、通訳者を派遣します。	国際化・文化芸術担当、保育課、学務課、教育人事企画課
6	職員の語学力の把握による適材適所の職員配置	職員の語学力を把握し、適材適所の配置を行います。	人事課

施策2

日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進

□ 施策2に関連するSDGsのゴールとの関係



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標10 [不平等]

国内及び各国間での不平等を是正する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

成果指標 >>> 日本語学習・交流の満足度

現状見込値 (令和2(2020)年度末)	令和5(2023)年度末	令和6(2024)～ 令和8(2026)年度末
—	66%	70%

※「港区基本計画・港区実施計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度」より

(1) 生活者としての外国人の日本語学習支援

外国人に対する日本語学習を支援するため、「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」として日本語教育コーディネーターの配置、外国人が生活する上で必要となる基礎的な日本語を学習する日本語教室の実施、学習支援の担い手であるボランティアの確保・育成に取り組むとともに、日本語教育を行う機関や外国人従業員を抱える企業等の関係者との連携を強化し、生活者としての外国人の日本語学習を多角的に支援します。

日本語学習を行う外国人が、いつでも気軽に日本語や日本文化等を学べるように、区内の日本語学習支援ボランティアやNPO等と連携して、日本語を学習する外国人の目的や習熟度に応じて、日本語サロンや地域日本語教室、地域の交流イベントを紹介するなど、外国人の日本語学習を支援する拠点を整備します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
新規 1	基礎日本語教室の設置・運営	外国人が生活上必要な基礎的な日本語を学習する日本語教室をオンライン等で実施するとともに、外国人の学習相談等、日本語学習支援の拠点を整備します。	国際化・文化芸術担当
2	学習教材の開発	ごみの出し方など区特有の日常生活のルール等を取り入れた独自の教材を開発し、基礎日本語教室等で活用します。	国際化・文化芸術担当
3	日本語サロンの実施	日本語の基礎的な知識を身に着けた外国人が、日本人と日本語で会話を実践します。	国際化・文化芸術担当
4	日本語学習支援ボランティアの育成	日本人に対して研修を実施し、日本語学習の担い手となる日本語学習支援ボランティアを育成します。	国際化・文化芸術担当

活動指標 >>> 2 学習教材の開発

令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度末	令和6(2024)年～ 令和8(2026)年度末
映像教材の作成	検証	改善	改善

活動指標 >>> 4 日本語学習支援ボランティアの育成

日本語学習支援ボランティア育成数

令和3(2021)年度末	令和4(2022)年度末	令和5(2023)年度末	令和6(2024)年～ 令和8(2026)年度末
60人	60人	60人	180人

(2) 外国人の地域参画に向けた受入れ環境の整備

外国人が日本人とともに地域社会の一員として地域に参画するためには、言葉の壁を取り除くとともに、外国人や異文化に対する日本人の理解も必要です。

日本語学習者をはじめとする外国人が積極的に地域活動に参加できるよう、町会・自治会等への研修を行うなど、日本人に対する外国人の受入れ環境を整備します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	日本人の外国人や異文化に対する理解促進	地域活動を始めた外国人が、日本人と円滑に交流できるよう、外国人を受入れる団体（町会・自治会等）に研修等を実施し、外国人が参加しやすい環境を整備します。	国際化・文化芸術担当
2	「やさしい日本語」による外国人と日本人の交流促進	外国人と日本人をマッチングさせ、「やさしい日本語」を用いて交流し、相互理解・地域参画を促します。	国際化・文化芸術担当
3	外国人の区民参画の推進	各種調査や会議等で意見を聴き、区の施策に取り入れるとともに、地域活動への参加を推進します。	国際化・文化芸術担当、各課
4	外国人インターンの受入れ	外国人に対する行政サービスの充実等を図るため、インターンを受け入れます。	国際化・文化芸術担当
5	赤坂・青山Meet upプロジェクト	外国人と日本人が地域の魅力や課題について考える講座をオンライン等により実施します。	赤坂地区総合支所 協働推進課

(3) 文化理解を通じた国際交流の推進

文化・音楽などを紹介するイベントや展示等、外国人も日本人も気軽に参加しやすい事業を通じて、お互いの文化に触れ、認め合う機会を提供するとともに、外国人が地域や日本に対する興味を抱き、より快適な生活をしていく上での支援や地域との繋がりを持つための国際・文化交流拠点を整備するなど、文化理解を通じた国際交流を推進します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	外国人の地域参画と協働推進に向けた地域情報の提供	地域のボランティア活動やイベント活動等、外国人に向けた情報を提供します。	国際化・文化芸術担当、各総合支所協働推進課
新規 2	国際・文化交流拠点の整備	品川駅北周辺地区に文化を通じた交流やにぎわいを創出し、外国人と日本人の相互理解を深める拠点を整備します。	国際化・文化芸術担当
3	児童館等での国際交流の促進	利用者の相互理解を図るため、気軽に参加、交流できる国際交流事業を実施します。	各総合支所管理課
新規 4	伝統文化交流館を活用した日本の伝統文化の魅力発信	文化財や落語等の伝統文化を多言語で紹介し、日本の魅力を発信します。	芝浦港南地区総合支所管理課
5	平和都市の推進	幅広い世代の区民に、国際平和について考える平和啓発事業を実施します。	人権・男女平等参画担当
6	国際性豊かなスポーツイベントの実施	スポーツを通じて相互理解を深め、国際交流を図ります。	生涯学習スポーツ振興課
7	外国語図書の活用	外国語図書を活用し、日本や世界の文化、歴史を理解しながら交流します。	図書文化財課

施策3

多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進

□ 施策3に関連するSDGsのゴールとの関係



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する。

成果指標 >>> 地域やまちづくりの活動・交流に対する関心度

現状見込値 (令和2(2020)年度末)	令和5(2023)年度末	令和6(2024)～ 令和8(2026)年度末
68%	70%	72%

※「港区基本計画・港区実施計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度」より

(1) 大使館等との連携による国際交流

より多くの外国人の地域参画を進めるため、85 の大使館が立地していることや全国の外資系企業の 1/4 が集積している等の国際性豊かな区の特性を生かし、各総合支所を中心に、大使館や企業、文化団体やボランティア団体などと、地域に密着した事業を展開し、国際交流を推進します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	多様な主体との関係構築及び連携の推進	地域の大学や NPO 等と連携し、地域活動に参加しやすい環境を整備します。	国際化・文化芸術担当、各総合支所協働推進課
2	大使館等との国際交流事業	大使館等との意見交換やイベントを通じた交流を行います。	国際化・文化芸術担当
3	企業との国際交流事業	企業と連携し、イベント等の開催を通じた交流を行います。	国際化・文化芸術担当
4	国際友好広場の開催	大使館や関係団体との協働により、国や地域の文化等の魅力を伝えます。	国際化・文化芸術担当
5	港区国際力強化推進会議の開催	区が今後取り組んでいく施策等にグローバルな視点を取り入れるための会議を開催します。	国際化・文化芸術担当
6	港区国際交流協会を通じた国際交流	外国人と日本人が交流できる機会を通じ、地域の国際交流を推進します。	国際化・文化芸術担当
7	外国都市との国際交流の実施	北京市朝陽区と区在住の小・中学生や高齢者が書画作品を通じた交流を行います。	国際化・文化芸術担当
新規 8	伝統文化交流館を活用した日本の伝統文化の魅力発信（再掲）	文化財や落語等伝統文化を多言語で紹介し、日本の魅力を発信します。	芝浦港南地区総合支所管理課
9	ホストタウンとの交流	スポーツ、文化、経済などを通じてホストタウンと交流します。	高輪地区総合支所協働推進課
10	大使館を巡るスタンプラリー等の開催	大使館を巡るスタンプラリー等により外国人と日本人の交流を育みます。	観光政策担当
11	国内外に向けた戦略的なシティプロモーションの推進	港区の魅力やブランドを国内外に広く発信するため、民間企業や団体等と連携し、プロモーションを行います。	観光政策担当

活動指標 >>> 1 多様な主体との関係構築及び連携の推進

多様な主体との連携事業件数

令和3（2021）年度末	令和4（2022）年度末	令和5（2023）年度末	令和6（2024）年～ 令和8（2026）年度末
40 件	40 件	40 件	120 件

(2) 教育における連携推進

外国人児童・生徒の言語や生活習慣等の習得支援、外国人・日本人の子どもたちがお互いを理解するための機会を確保するため、インターナショナルスクールや大学などの教育関係機関との連携を推進します。

事業一覧

番号	事業名	事業概要	対応課
1	多様な主体との関係構築及び連携の推進（再掲）	地域の大学や NPO 等と連携し、地域活動に参加しやすい環境を整備します。	国際化・文化芸術担当、各総合支所協働推進課
2	赤坂・青山子ども共育事業	小・中学生を対象に英語等での講座、文化講座等を実施します。	赤坂地区総合支所協働推進課
3	国際理解教育の推進	自国の文化及び異文化を尊重する姿勢を育むため、インターナショナルスクールなどとの連携を推進します。	教育指導担当
4	国際交流事業の実施	海外派遣やテンプル大学での授業等により、国際交流を行います。	教育指導担当
5	小・中学校における英語教育の一層の充実	国際理解教育を推進するための授業及び教員の育成のための研修を実施します。	教育指導担当
6	イングリッシュサポートコース (ESC)	外国人児童に対して多様な教育の機会を提供するため、英語で授業を行います。	教育指導担当
7	国際化に対応した日本語教育	帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、日本語学級の設置や日本語適応指導員の派遣等を行います。	教育指導担当、学務課

第4章

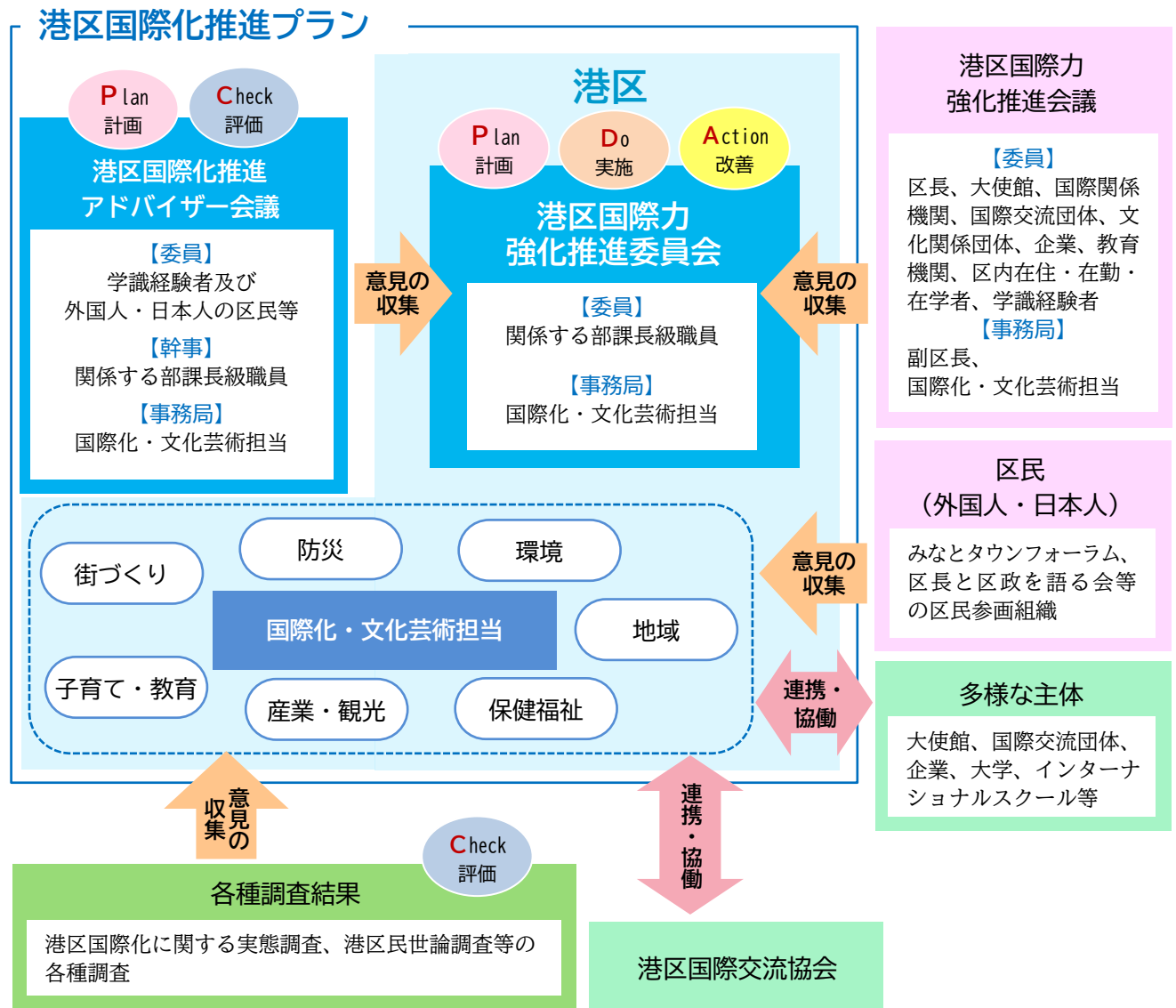
プランの推進に向けて

実施体制の整備

実施体制の整備

本プランの着実な推進のため、PDCA サイクル（Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善））の手法により進行を管理し、国際化推進施策がより効果的かつ効率的なものとなるよう、継続的に改善していきます。

港区国際化推進アドバイザー会議において、学識経験者や外国人を含めた区民等からの意見を集約するとともに、港区国際力強化推進委員会において、全庁で組織横断的に事業の検討・調整を行います。



資料編

- 1 プラン策定経過
- 2 港区国際化推進アドバイザー会議
- 3 港区国際力強化推進委員会
- 4 港区外国人居住者分布図
- 5 港区内に大使館を設置する国の分布図
- 6 港区内大使館一覧

1 プラン策定経過

年月	主な会議等	内容
令和2年 6月1日	第1回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プラン策定の施策の方向性について（案）
7月7日	第1回港区国際力 強化推進委員会	
9月11日	第2回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プラン（素案）について
10月15日	第2回港区国際力強化 推進委員会	
11月9日	庁議	港区国際化推進プラン（素案）について
11月20日	区民文教常任委員会	
12月11日		
12月1日～ 令和3年1月5日	区民意見（パブリック コメント）の募集	広報みなど、区ホームページで素案を周知し、 区民等から意見を募集
令和3年 1月18日	第3回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プラン（案）について
2月	第3回港区国際力強化 推進委員会	
3月	港区国際化推進プラン 決定	

2 港区国際化推進アドバイザー会議

港区国際化推進アドバイザー会議設置要綱

平成 22 年 6 月 10 日
22 港産国際第 156 号

(設置)

第 1 条 港区国際化推進プランに基づく国際化推進の取組について、関係者、区民等による検証を行い、その意見を反映させるため、港区国際化推進アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項を所掌し、検証の結果を区長に報告する。

- (1) 港区国際化推進プランの策定に関すること。
- (2) 港区国際化推進プランに基づく国際化推進の取組の検証に関すること。
- (3) その他港区国際化推進プランに関すること。

(組織)

第 3 条 アドバイザー会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 区民等（区内に居住し、勤務し、又は在学する者（外国人を含む。）をいう。）
10 人以内

(選任)

第 4 条 区民等の委員は、一般公募による応募者の中から適当と認める者を選定し、区長が依頼する。

2 選定の基準は、産業・地域振興支援部長が別に定めるところによる。

(資格要件)

第 5 条 委員は、応募時において 20 歳以上の者で、区内に在住し、在勤し、又は在学するものとする。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年 3 月 31 日以内までとし、欠員の補充等により、途中で委嘱する者の任期は、当該委嘱の日から残りの任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 7 条 アドバイザー会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会務を統括する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 アドバイザー会議は、座長が招集し、主宰する。

2 アドバイザー会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 アドバイザー会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(幹事)

第9条 所掌事項を効果的かつ効率的に遂行するため、アドバイザー会議に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

2 幹事はアドバイザー会議の会務を補佐する。

(意見聴取)

第10条 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 アドバイザー会議の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 港区国際力強化推進委員会

港区国際力強化推進委員会設置要綱

平成 27 年 7 月 1 日
27 港産国文第 457 号

(設置)

第 1 条 港区国際化推進プラン（以下「プラン」という。）に基づき、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、国際化に関する諸課題に組織横断的に取り組み、もって港区の国際力を強化するため、港区国際力強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの改定に関する事。
- (2) プランの円滑な推進に必要な連絡及び総合調整に関する事。
- (3) プランに関する事業の進行管理に関する事。
- (4) 区の国際化推進施策の課題に関する事。
- (5) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、産業・地域振興支援部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長は、推進委員会において検討する案件によって、当該案件に係る委員のみを招集することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

(会議)

第 4 条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して推進委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 推進委員会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て公開とすることができる。

(部会)

第 5 条 推進委員会は、所掌事項を効果的かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の庶務は、委員長が指名する課において処理する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 港区国際化推進会議設置要綱（平成22年5月24日22港産国際第134号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所区民課長

麻布地区総合支所協働推進課長

赤坂地区総合支所協働推進課長

産業・地域振興支援部地域振興課長

産業・地域振興支援部観光政策担当課長

企画経営部区長室長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局教育推進部教育長室長

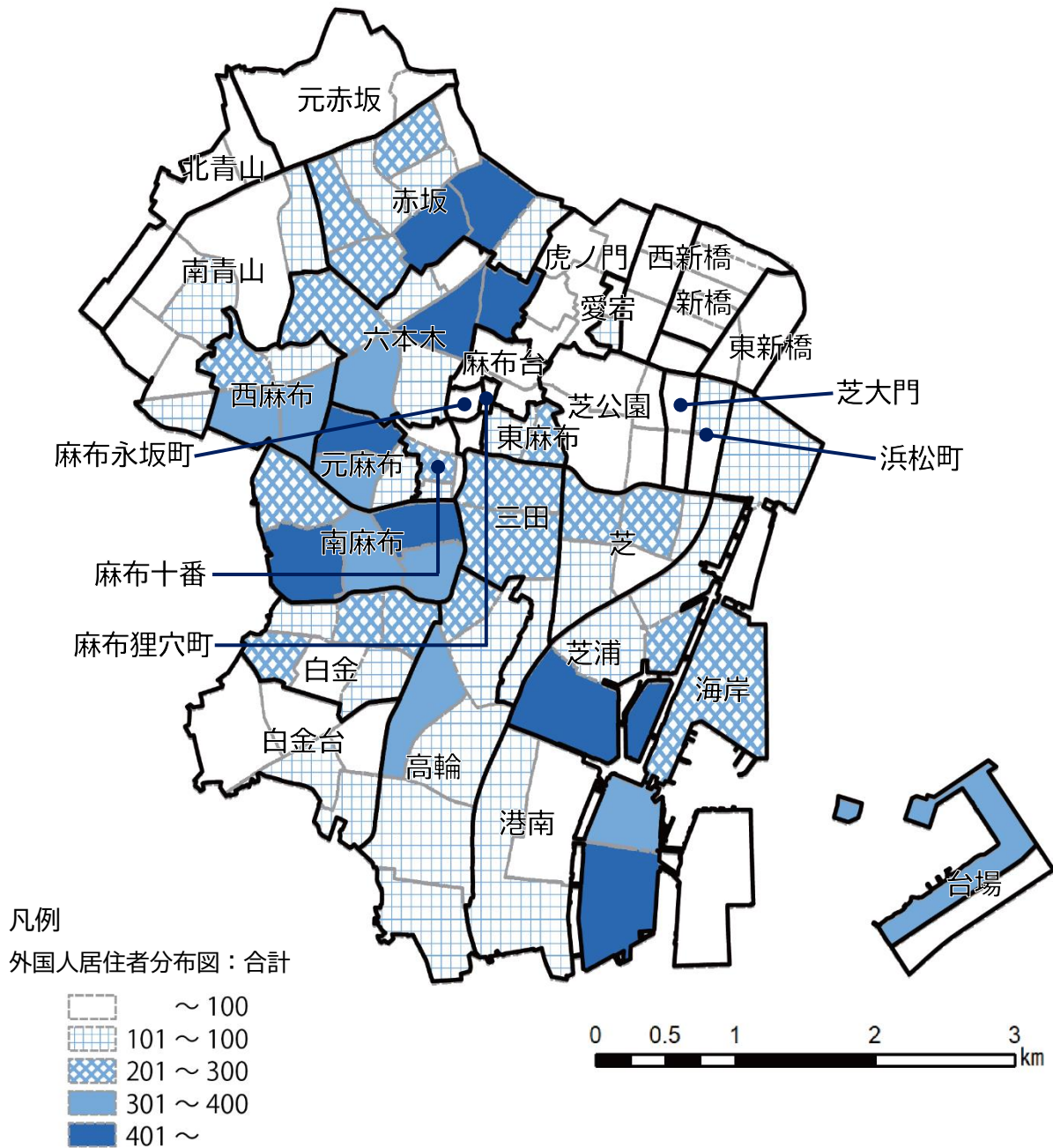
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

4 港区外国人居住者分布図

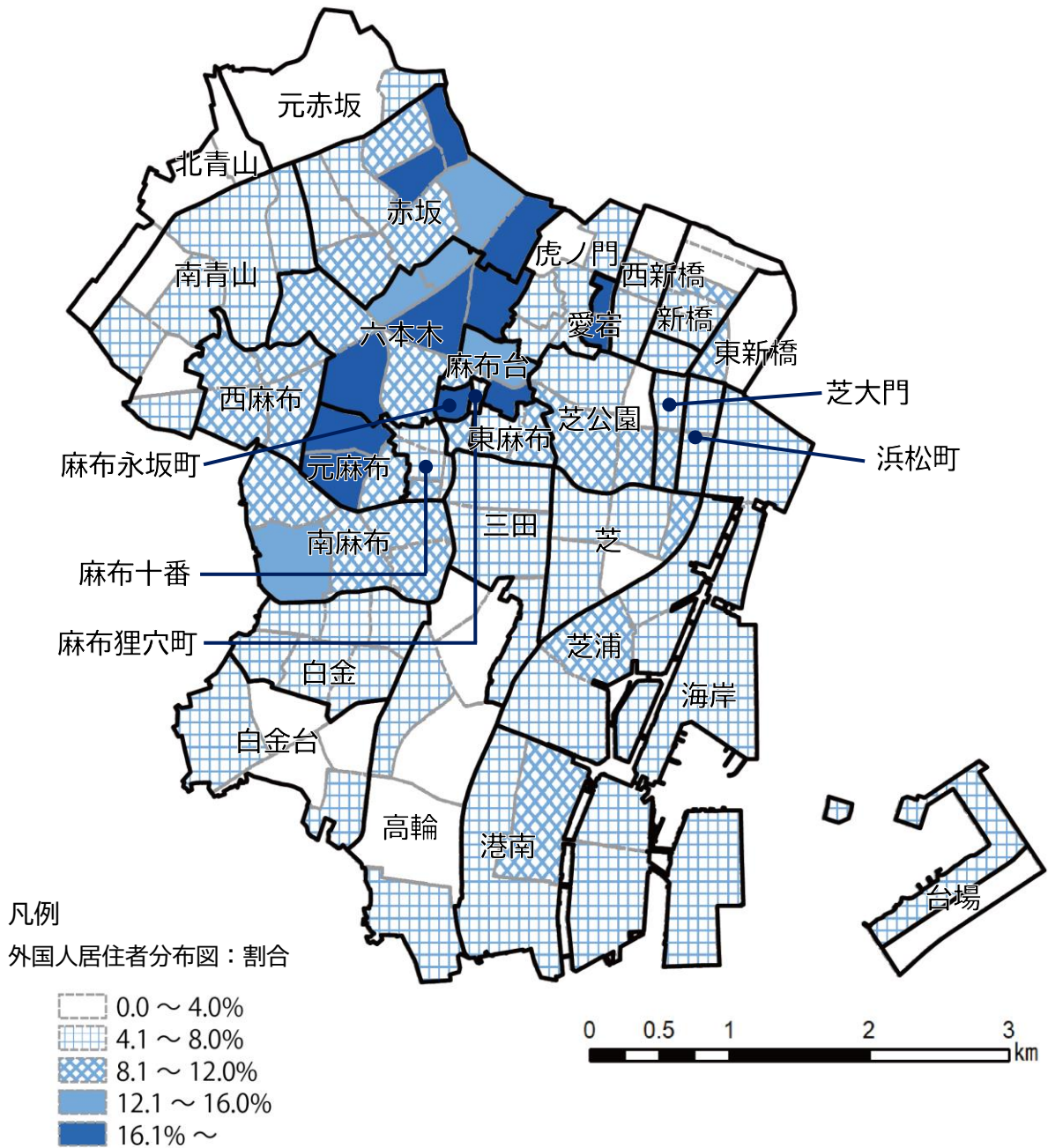
(1) 港区外国人居住者分布図（合計）

（令和2年10月1日現在）

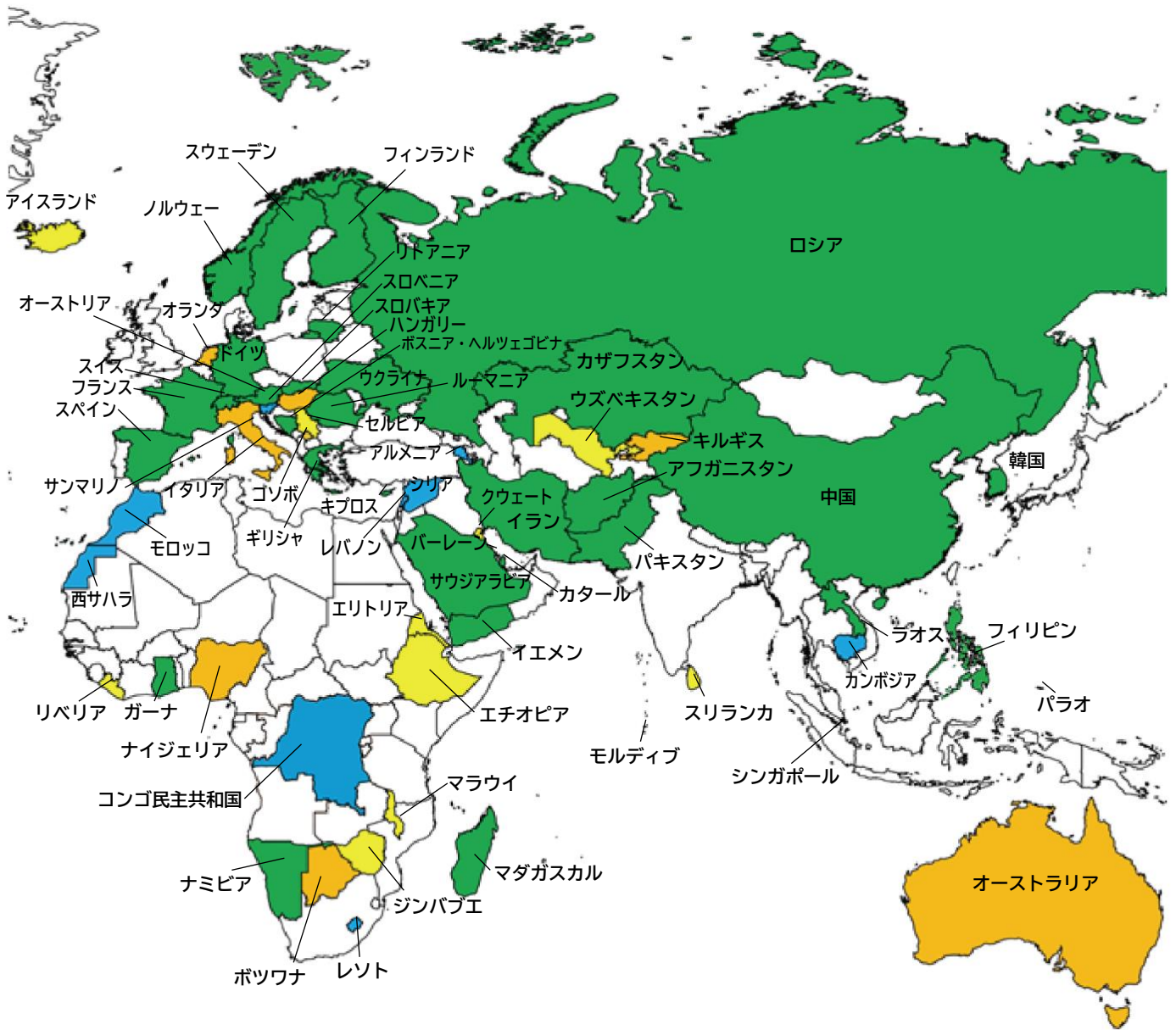







(2) 港区外国人居住者分布図（割合）

（令和2年10月1日現在）

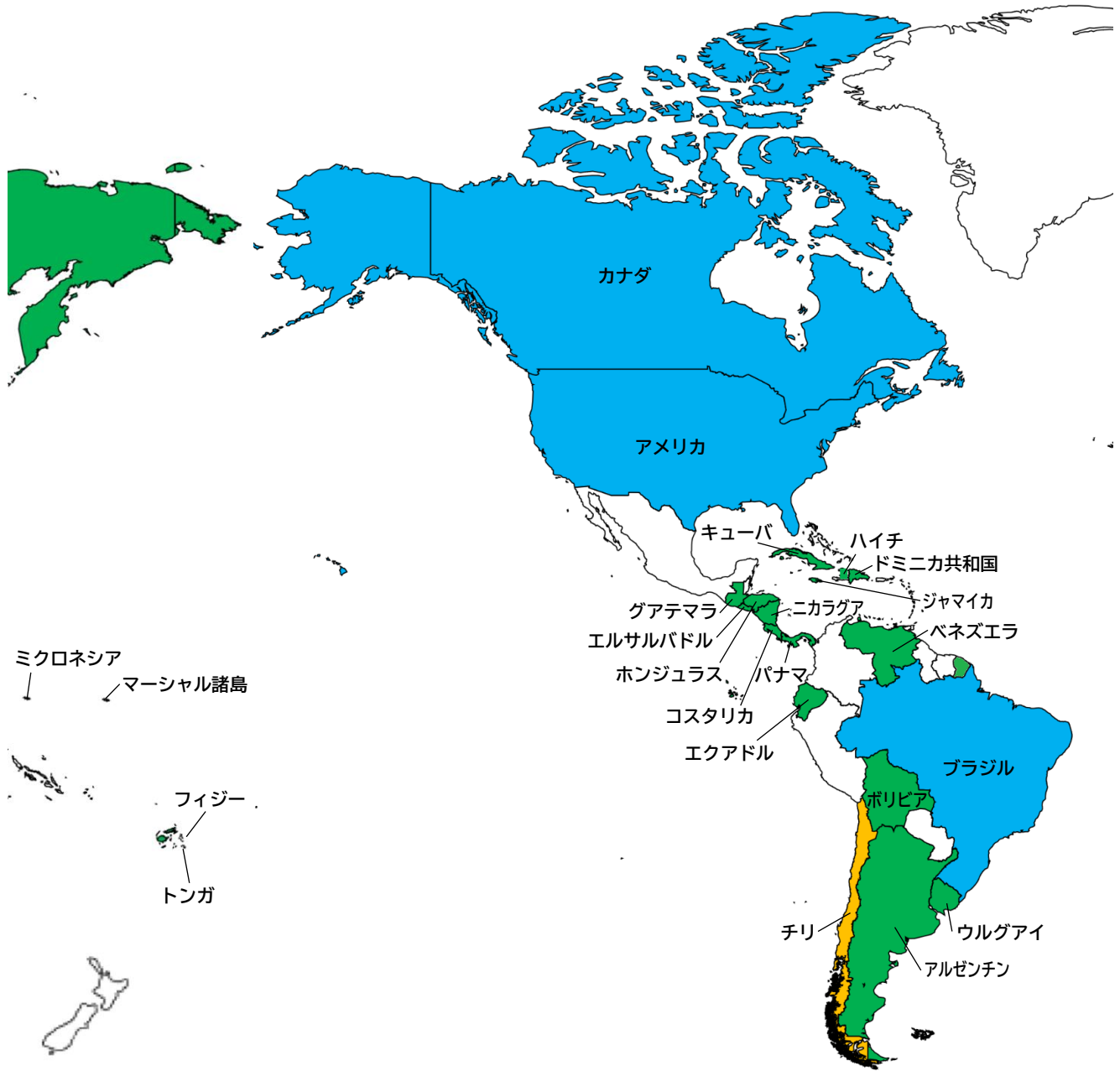


5 港区内に大使館を設置する国の分布図



凡例	大使館数
 芝地区	10
 麻布地区	51
 赤坂地区	14
 高輪地区	10
 芝浦港南地区	0

令和2年10月1日現在



6 港区内大使館一覧

令和2年10月1日現在

No.	大使館名（五十音順）	地区	住所
1	アイスランド共和国大使館	高輪	高輪4-18-26
2	アフガニスタン・イスラム共和国大使館	麻布	麻布台2-2-1
3	アメリカ合衆国大使館	赤坂	赤坂1-10-5
4	アルゼンチン共和国大使館	麻布	元麻布2-14-14
5	アルメニア共和国大使館	赤坂	赤坂1-11-36 Residence Viscountess#230
6	イエメン共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング8階807号室
7	イタリア大使館	芝	三田2-5-4
8	イラン・イスラム共和国大使館	麻布	南麻布3-13-9
9	ウクライナ大使館	麻布	西麻布3-5-31
10	ウズベキスタン共和国大使館	高輪	高輪2-1-52
11	ウルグアイ東方共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階908号室
12	エクアドル共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング8階806号室
13	エチオピア連邦民主共和国大使館	高輪	高輪3-4-1 高輪偕成ビル2階
14	エリトリア国大使館	高輪	白金台4-7-4 白金台STビル第401号室
15	エルサルバドル共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング8階803号室
16	オーストラリア大使館	芝	三田2-1-14
17	オーストリア共和国大使館	麻布	元麻布1-1-20
18	オランダ王国大使館	芝	芝公園3-6-3
19	カザフスタン共和国大使館	麻布	麻布台1-8-14
20	カタール国大使館	麻布	元麻布2-3-28
21	ガーナ共和国大使館	麻布	西麻布1-5-21
22	カナダ大使館	赤坂	赤坂7-3-38
23	カンボジア王国大使館	赤坂	赤坂8-6-9
24	キプロス共和国大使館	麻布	南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス4階
25	キューバ共和国大使館	麻布	東麻布1-28-4
26	ギリシャ大使館	麻布	西麻布3-16-30
27	キルギス共和国大使館	芝	三田1-5-7
28	グアテマラ共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階905号室
29	クウェート国大使館	高輪	三田4-13-12
30	コスタリカ共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階901号室
31	コソボ共和国大使館	芝	西新橋3-13-7 VORT 虎ノ門サウスビル10階
32	コンゴ民主共和国大使館	赤坂	南青山2-9-21
33	サウジアラビア王国大使館	麻布	六本木1-8-4
34	サンマリノ共和国大使館	麻布	元麻布3-5-1
35	ジャマイカ大使館	麻布	元麻布2-13-1
36	ジョージア大使館	赤坂	赤坂1-11-36 Residence Viscountess#220
37	シリア・アラブ共和国大使館	赤坂	赤坂6-19-45 ホームマット・ジェイド
38	シンガポール共和国大使館	麻布	六本木5-12-3
39	ジンバブエ共和国大使館	高輪	白金台5-9-10
40	スイス大使館	麻布	南麻布5-9-12
41	スウェーデン王国大使館	麻布	六本木1-10-3-100
42	スペイン王国大使館	麻布	六本木1-3-29
43	スリランカ民主社会主義共和国大使館	高輪	高輪2-1-54

No.	大使館名（五十音順）	地区	住所
44	スロバキア共和国大使館	麻布	元麻布2-11-33
45	スロベニア共和国大使館	赤坂	南青山7-14-12
46	セルビア共和国大使館	高輪	高輪4-16-12
47	大韓民国大使館	麻布	南麻布1-2-5
48	中華人民共和国大使館	麻布	元麻布3-4-33
49	チリ共和国大使館	芝	芝3-1-14 芝公園阪神ビル8階
50	ドイツ連邦共和国大使館	麻布	南麻布4-5-10
51	ドミニカ共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階904号室
52	トンガ王国大使館	麻布	麻布台1-9-10 飯倉ITビル2階
53	ナイジェリア連邦共和国大使館	芝	虎ノ門3-6-1
54	ナミビア共和国大使館	麻布	麻布台3-5-7 AMEREX ビル
55	ニカラグア共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階903号室
56	ノルウェー王国大使館	麻布	南麻布5-12-2
57	ハイチ共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング9階906号室
58	パキスタン・イスラム共和国大使館	麻布	南麻布4-6-17
59	パナマ共和国大使館	麻布	東麻布2-21-7 Samon Building2階
60	パラオ共和国大使館	麻布	東麻布2-21-11
61	バーレーン王国大使館	赤坂	赤坂1-11-36 レジデンス・パイカウテス710号
62	ハンガリー大使館	芝	三田2-17-14
63	フィジー共和国大使館	麻布	麻布台2-3-5 ノア・ビルディング14階
64	フィリピン共和国大使館	麻布	六本木5-15-5
65	フィンランド大使館	麻布	南麻布3-5-39
66	ブラジル連邦共和国大使館	赤坂	北青山2-11-12
67	フランス大使館	麻布	南麻布4-11-44
68	ベネズエラ・ボリバル共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング7階703号室
69	ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	麻布	南麻布5-3-29ガーデニアビルディング2階、3階
70	ボツワナ共和国大使館	芝	芝4-5-10 EDGE 芝四丁目ビル6階
71	ボリビア多民族国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング8階804号室
72	ホンジュラス共和国大使館	麻布	西麻布4-12-24第38興和ビルディング8階802号室
73	マーシャル諸島共和国大使館	芝	西新橋 3-13-7 VORT 虎ノ門 South3階
74	マダガスカル共和国大使館	麻布	元麻布2-3-23
75	マラウイ共和国大使館	高輪	高輪3-4-1 高輪偕成ビル7階
76	ミクロネシア連邦大使館	赤坂	赤坂1-14-2 霊南坂ビルディング2階
77	モルディブ共和国大使館	麻布	麻布台1-9-10 飯倉ITビル8階
78	モロッコ王国大使館	赤坂	南青山5-4-30
79	ラオス人民民主共和国大使館	麻布	西麻布3-3-22
80	リトアニア共和国大使館	麻布	元麻布3-7-18
81	リベリア共和国大使館	高輪	白金4-14-12 Shirokane K.House
82	ルーマニア大使館	麻布	西麻布3-16-19
83	レソト王国大使館	赤坂	赤坂7-5-47 U&M 赤坂ビル3階
84	レバノン共和国大使館	赤坂	赤坂1-11-36 レジデンス・パイカウテス410号
85	ロシア連邦大使館	麻布	麻布台2-1-1

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区国際化推進プラン（素案） 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

令和2年（2020年）11月発行

編集・発行 港区産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当

東京都港区芝公園1-5-25